



福岡医発第 673 号 (地)

平成 28 年 5 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」新設にあたってのお願い

自賠責保険では、交通事故の被害者（患者）の身体に傷痕が残存した場合、その傷痕が他人の目に触れるという精神的苦痛や他人に嫌悪感を抱かせることによる労働能力の減退がある、という認識に立ち傷痕の程度に応じ「醜状障害」として、保険金が支払われているところであります。

現在、医療機関においては、後遺障害診断書の「醜状障害（採皮痕を含む）」欄に、傷痕の大きさや形態等を図示しておりますが、その欄が小さく十分な記載が困難なケースや詳細な別紙として添付するケース等があることを踏まえ、今般、別添別紙 1 のとおり「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」の書式が損害保険料率算出機構より作成され、全国的に実施となる旨、日本医師会より通知がありました。

具体的には、平成 28 年 10 月以降、後遺障害診断書を発行の際、傷痕等の所見が必要な場合においては、任意保険会社または被害者（患者）経由で医療機関にご依頼することとなります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」新設にあたってのお願い
(平 28.5.11 損害保険料率算出機構 自賠責損害調査センター・企画推進部長)
- ・「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」書式（別紙 1）
- ・「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」ご記入にあたって（別紙 2）

小郡三井医師会より

自賠医療担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

平成 28 年 5 月 18 日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正 三

「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」新設にあたってのお願い

自賠責保険では、交通事故の被害者（患者）の身体に傷痕が残存した場合、その傷痕が他人の目に触れるという精神的苦痛や他人に嫌悪感を抱かせることによる労働能力の減退がある、という認識に立ち傷痕の程度に応じ「醜状障害」として、保険金が支払われているところであります。

現在、医療機関においては、後遺障害診断書の「醜状障害（採皮痕を含む）」欄に、傷痕の大きさや形態等を図示しておりますが、その欄が小さく十分な記載が困難なケースや詳細な別紙として添付するケース等があることを踏まえ、今般、別添のとおり「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」の書式が、損害保険料率算出機構より作成され、全国的に実施となりますのでご連絡申し上げます。（当該取り組みについては、すでに試行的に北海道、大阪府で実施されております。）

具体的には、平成 28 年 10 月以降、後遺障害診断書を発行の際、傷痕等の所見が必要な場合においては、任意保険会社または被害者（患者）経由で医療機関にご依頼することとなります。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〔添付資料〕

- ・「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」新設にあたってのお願い
（平 28.5.11 損害保険料率算出機構 自賠責損害調査センター・企画推進部長）
- ・「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」書式
- ・「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」ご記入にあたって

2016 年 5 月 11 日

公益社団法人 日本医師会 御中

損害保険料率算出機構

自賠責損害調査センター

企画推進部長 丸山



「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」新設にあたってのお願い

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊機構業務につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、掲記の件につきましては、貴会のご協力をいただき、一部地域で試行を実施しておりましたが、今般、全国にて実施することになりましたのでご案内いたします。引き続き、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 内 容

2016 年 10 月※以降、保険会社等からの依頼があった場合、自賠責保険後遺障害診断書と併せて、「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」**別紙 1**に傷痕の形態や大きさ等をご記入くださるようお願い申し上げます。

なお、診療医様に依頼する際、記載例等をまとめた書面**別紙 2**を添付いたします。

※. すでに実施している地区（北海道・大阪府）は継続となります。

2. 対象事案

交通事故被害者（患者）様の身体に傷痕が残存したと診断されたもののうち、「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」のご記入依頼があったものが対象となります。

3. その他

弊機構にて作成・配付している「自賠責保険（共済）における後遺障害とは～診断書作成にあたってのお願い～」に、傷痕等にかかる障害に関する項目および「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」様式を追加し改訂する予定です。

以 上

<添付資料>

- 別紙 1** 「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」書式
- 別紙 2** 「交通事故受傷後の傷痕等に関する所見」ご記入にあたって

【本件のお問合せ先】

損害保険料率算出機構

企画推進部 損調企画グループ（杉村）

TEL. 03-6758-1336（直通）

FAX. 03-3346-7538

e-mail sonchou_kikaku@giroj.or.jp

交通事故受傷後の傷痕等に関する所見

(患者 様 男・女 年 月 日生)

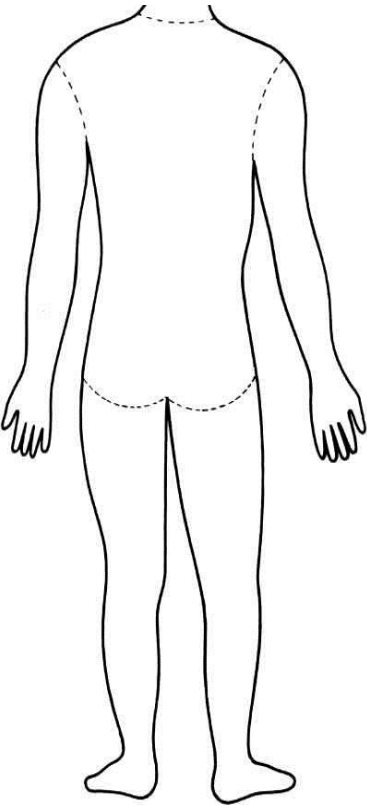
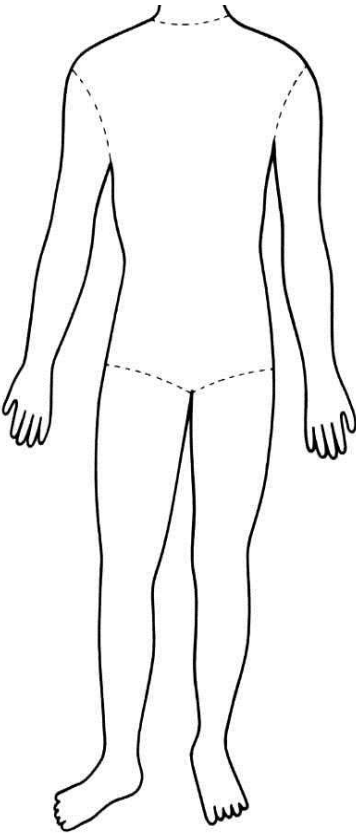
外ぼう (頭部・顔面部・頸部) ※

※近接した距離 (概ね 1 cm 以内) に複数の傷痕が残存する場合、
当該傷痕間の距離もお示しいただけると幸いです。

上肢 / 下肢 / 胸腹部・背臀部

(前)

(後)



(後頭部)

参考になるご意見・ご所見、その他補足等

診断日： 年 月 日
発行日： 年 月 日

医療機関の住所

医療機関の名称・科目

医師氏名

印

別紙 2

印